

中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会

災害時の相互支援に関する協定 実施細目

(目的)

第1条 この実施細目は、中国ブロック県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定（以下「協定」という）第8条に基づき、協定の実施に必要な細目を定めるものとする。

(幹事社協の選任方法)

第2条 協定第3条第1項に定める幹事社協の選任は、「幹事社協年次一覧表（別紙1）」により選定するものとする。

(連絡窓口等)

第3条 県・指定都市社協は、協定第5条に定める連絡窓口を「連絡窓口所管部課報告書（別紙2）」により、毎年4月15日までに、幹事社協に提出するものとする。

2 幹事社協は、毎年4月末までに、協定第5条に定める県・指定都市社協の連絡窓口を「災害相互支援協定連絡窓口一覧（別紙3）」にまとめ、県・指定都市社協に送付するものとする。

(支援内容)

第4条 協定第4条、第6条に定める支援の社協職員、ボランティア等の派遣の際には、県・指定都市社協を表示する腕章、名札等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 支援職員等は、災害の状況に応じ、必要な器材等を携行するものとする。

(経費負担等)

第5条 協定第7条に定める社協職員の派遣旅費、食糧、救援活動で使用する物品、資材、器材等の費用は、救援した県・指定都市社協が負担するものとする。

2 救援を受けた県・指定都市社協は、派遣職員の宿所等を提供、斡旋するものとする。

(その他)

第6条 この細目に定めのない事項は、中国ブロック県・指定都市社協災害時相互支援に関する連絡会議での協議を経て定めるものとする。

附則

この細目は、協定の発効する日から適用する。

(別紙1)

中国ブロック県・指定都市社協災害時の相互支援に関する協定
幹事社協年次一覧表

年 度	幹 事 社 協
平成21年度	山口県社会福祉協議会
平成22年度	広島市社会福祉協議会
平成23年度	鳥取県社会福祉協議会
平成24年度	島根県社会福祉協議会
平成25年度	岡山県社会福祉協議会
平成26年度	広島県社会福祉協議会
平成27年度	山口県社会福祉協議会
平成28年度	広島市社会福祉協議会
平成29年度	岡山市社会福祉協議会
平成30年度	鳥取県社会福祉協議会
平成31年度	島根県社会福祉協議会
平成32年度	岡山県社会福祉協議会
平成33年度	広島県社会福祉協議会
平成34年度	山口県社会福祉協議会
平成35年度	広島市社会福祉協議会
平成36年度	岡山市社会福祉協議会
平成37年度	鳥取県社会福祉協議会
平成38年度	島根県社会福祉協議会
平成39年度	岡山県社会福祉協議会
平成40年度	広島県社会福祉協議会

附則

この協定は、平成17年4月1日から効力を生じるものとする。
平成22年1月13日一部改正

上記のとおり協定した証として、この証書7通を作成し、各自記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年1月13日

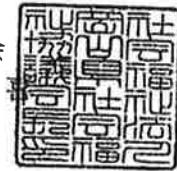
社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会
会長 内海 敏



社会福祉法人 島根県社会福祉協議会
会長 今岡 義治



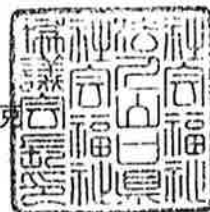
社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会
会長 山岡 治



社会福祉法人 広島県社会福祉協議会
会長 山下 三郎



社会福祉法人 山口県社会福祉協議会
会 長 原 昌 亮



社会福祉法人 広島市社会福祉協議会
会 長 古 川 隆



社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会
会 長 高 田 武 子



中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会

災害時の相互支援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会（この協議会は、鳥取県社協、島根県社協、岡山県社協、広島県社協、山口県社協、広島市社協、岡山市社協で構成し、以下「ブロック社協」という）の管内で、地震等災害により住民生活に甚大な被害が発生した場合、ブロック社協の相互支援の精神に基づき、社会福祉協議会の特性を発揮した救援活動を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象災害)

第2条 この協定で対象となる災害は、災害対策基本法で定義されている暴風雨、豪雨、地震、津波等で生ずる災害で、原則として災害救助法が適用され当該社協から要請のあった大規模災害とする。

(幹事社協および事務局の設置)

第3条 この協定に基づく災害時の組織的な救援活動の準備を行うため、ブロック社協に幹事社協を設置する。幹事社協は、県・指定都市社協が1年ごとに担当するものとする。

2 事務局は幹事社協をもって充てる。ただし、当該県が被災した場合は、次期幹事社協があたる。また、被災県が複数の場合は、被災県外で協議の上、幹事社協を決める。

3 事務局の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害発生直後の被災状況の把握及び相互支援に関する連絡、協議及び調整に関すること。
- (2) 中国ブロック県・指定都市社会福祉協議会福祉救援合同本部（以下「ブロック救援本部」という）の設置に関すること。

(ブロック救援本部の設置)

第4条 この協定に基づく災害時の組織的な救援活動を円滑に実施するため、ブロック救援本部を幹事社協に設置するものとする。ただし、これにより難しい場合は、ブロック社協において協議して決めるものとする。

2 ブロック救援本部の本部長は、同本部を設置した県社協の会長又は指定都市社協の会長が務める。

3 ブロック救援本部は、ブロック社協が派遣した職員で構成する。

4 ブロック社協は、ブロック救援本部から支援要請があった場合、協定に基づき、必要な支援を行うものとする。

5 ブロック支援本部の役割は、次のとおりとする。

- (1) 被災地の県・指定都市社協との連絡、協議に関すること。

- (2) 被災地情報の収集、提供に関すること。
 - (3) 救援活動計画の策定及び被災地の県・指定都市社協に対する支援要請に関すること。
 - (4) 救援活動の終了時期の決定に関すること。
- 6 ブロック救援本部は、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という）との連絡調整を行うとともに、必要な支援を要請する。

(連絡窓口)

第5条 ブロック社協は、あらかじめ相互支援協定に関する所管部課・担当責任者を定め、幹事社協に提出するものとする。

(援助内容)

第6条 相互支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 次の業務に従事する社協職員（県・指定都市社協職員及び県・指定都市社協が派遣調整した職員をいう）の派遣
 - ア ボランティアやNPO等関係団体の被災地支援に関するコーディネーター
 - イ 要援護者の実態把握並びに緊急的な福祉サービスの調整及び提供
 - ウ 生活福祉資金貸付業務の実施
 - エ その他救援活動に必要な事項
- (2) ブロック管内のボランティアによる救援活動の支援調整
- (3) 社会福祉施設に対する救援活動の支援調整
- (4) 救援活動に必要な物品、資材、器材の調達・提供及び斡旋

(経費)

第7条 救援活動に係る社協職員の派遣に要する経費は、支援した社協の負担とする。

- 2 ブロック救援本部の運営に関する経費は、全社協が行う「福祉救援活動資金援助制度」、中国ブロック各県共同募金会が行う災害支援制度を活用するほか、ブロック社協の共同負担とする。

(連絡会議)

第8条 この協定に定めのない事項及び実施細目は、中国ブロック県・指定都市社協災害時相互支援に関する連絡会議を開催し、協議を経て定めるものとする。この連絡会議は、中国ブロック県・指定都市社協の常務理事・事務局長をもって構成する。

(その他)

第9条 第3条にいう幹事社協は、中国ブロック以外で発生した災害支援に対して、中国ブロックの調整役を担うものとし、災害に関する情報収集に努め、ブロック社協に情報提供するよう努めるものとする。